

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見1	<p>○監査の必要性(P47) 清掃一組は、東京23区の共同処理を行う目的で設立された地方自治体であり、上記負担金のやりとりからも理解できるように23区に一定の利害が生じつつジョイントベンチャーのような存在である。となれば、多くの利害関係者への説明責任を明確にするためにも通常の自治体に存在するような監査委員による内部監査のみではなく、外部の第三者による監査を導入することが望ましい。よって、江東区に対して、清掃一組に外部監査制度の導入を進行することを期待したい。</p>	<p>清掃一組の説明責任については、清掃一組の議会(各区の議長)による議決や内部監査が機能していることから、予算・決算等、現行の説明や開示資料に疑義を持つところではない。 また、清掃一組との利害関係については、23区共通に生じるものであり、清掃一組へ外部監査を進行することは本区が単独で行うのではなく、23区合意のもと行うべきであると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見2	<p>○ごみ量予測方法の統一(P65) 現在、清掃一組と23区各区においてごみ量予測方法の統一が図られている。具体的には、上記のとおりごみ量をごみ発生量からごみ抑制量を差引く方式によって計算することをいずれも統一している。しかし、細部にまでは清掃一組と各区で予測方法の統一を図ることを決定していないと伺っている。ご意見にも挙がっているとおり、清掃一組と23区各区での計画方法の不整合が指摘されている。将来的には、細部においても清掃一組と23区とにおいてごみ量予測方法の統一に向けて歩み寄る姿勢が望ましいと思われる。</p>	<p>清掃一組の一般廃棄物処理基本計画のごみ量予測は特別区長会で定められた「長期的なごみ量推計の手法の検討」に基づき、23区全体として予測する方法をとっている。 一方、23区の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量の予測は、各区の政策的な目標値やごみ減量に資する施策の実施なども加味したうえで推計している。 また、一組と各区の計画策定においては、計画の策定期間や人口の増減予測も異なるため、細部において清掃一組と23区のごみ量予測を統一させることは困難と考える。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見3	<p>○基本計画の相違に対する意見交換(P65) ご意見にも記載があるとおり、江東区に限定されず各区と対清掃一組の間で処理基本計画にかい離が生じているのは事実である。両者の整合を図るためには、清掃一組が計算した処理基本計画の予測結果の計算過程等を各区に明示するといったフィードバックの方法が望ましい。清掃一組の予測の計算方法・計算過程・元データに不整合があれば、この検証にもなるであろう。また、各区が非現実的なはるかに高いごみの削減目標を自区に提示している場合にも、その抑制効果となるであろう。いずれにせよ清掃一組の処理基本計画の基礎に各区の処理基本計画が存在しているのは事実であるから、その基礎を提出元に確認を依頼するのは自然なことである。もともと清掃一組自体が23区の共同運営団体のような存在なのであるから共同運営団体の検証は必要であると思われる。</p>	<p>各区の処理計画は清掃一組の処理計画と調和を図って策定しているが、一組の処理計画を基礎に各区の処理計画が存在しているのではない。 確かに「ごみの収集・運搬」は各区が担い、「ごみの中間処理」は一組が担っているため、一組が23区の共同運営団体のような存在であると言える。 しかしながら、清掃一組の処理計画は23区全体のごみを適切に処理し、処理残が生じることの無いようごみ量を予測し計画を策定するが、各区の計画は、ごみ減量を念頭に政策的な目標値を加味したごみ量の推計に基づく計画であることから、一組と各区の計画に相違が生じることは止むを得ないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見4	<p>○基本計画に関する責任の所在の明確化(P66) 「一般廃棄物処理基本計画(原案)策定までにお寄せいただいたご意見とそれに対する考え方」に記載のとおり、処理基本計画に対しての責任所在が不明確になっている。清掃一組の基本計画と各区の処理基本計画の不整合が生じているのも責任所在が曖昧であるからであろう。また、計画と実績に大幅なかい離があった場合には本来であれば責任関係が発生するであろう。よって、処理基本計画のかい離を縮小して、各区の計画を希望的観測ではない表現可能性の高い計画とするためにも、清掃一組及び各区において責任所在を明確化する必要性はあると思われる。</p>	<p>本区では、平成23年度に現在の一般廃棄物処理基本計画を策定した。ごみ減量目標については、江東区環境審議会答申を踏まえ、ごみ減量目標値の設定を現状のごみ排出実態を分析し、各施策によってどの程度ごみ減量が可能なのか根拠となる数値を明確にし、達成できる減量効果を積み上げ策定した。また環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、PDCAサイクルを導入し、毎年度計画の評価見直しを行うこととした。この国の指針等をもとに清掃一組及び各区が実現可能な計画を策定し、各計画の責任を持つことによって、責任所在を明確にすることが出来ると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見5	<p>○適正配車について(P74) 平成21年度の雇上車増加は、可燃ごみが増加すると想定されたことや粗大ごみ収集期間の短縮という理由があったことから合理的な判断であったとも言えるが、しかし13台の増が妥当であったとの判断は難しい。 平成21年度以降のごみ収集量の推移を追えば、粗大ごみの収集量は増加しているものの、可燃ごみと不燃ごみの合計の収集量には大きな変化はない。 一方、雇上車は、平成21年度の87台から平成23年度の78.4台(平成23年度から曜日によって異なる台数を雇い上げようになったため、一週間で平均すると端数が生じてしまう)へと8.6台減少している。 平成21年度のごみ量は平成23年度よりも少なく、なおかつ粗大ごみの申込日から収集日までの期間が長期であったことを考慮すれば、平成21年度は平成23年度よりもむしろ少ない台数で対応できたと考えられる。 平成21年度に実施された大幅な分別方法の見直しにより、プラスチックが可燃ごみ化となり、収集ごみ量の大きな変化が予想された。この環境変化の際に、ごみの取り残しがないように余裕を持った台数を用意するというのも合理的な判断だと思われるため、一概に不適切な対応であったとは言えないものの、結果として平成21年度は過大な配車であったと言える。 今後の配車計画策定に当たっては、適切な配車が望まれる。</p>	<p>平成21年3月のごみの分別方法の見直しは、35年振りの大変大きな見直しであり、新分別方法が、区民・事業者に浸透するまでの間、収集時に、丁寧な排出指導が必要であったこと、また、サーマルリサイクルの実施にあたり、廃プラスチックを燃やすごみとしたことによる、燃やすごみの排出量の増加への対応などを踏まえ、21年度の配車数を決定した。 22年度以降は、ごみの排出状況や、排出量を踏まえ、順次配車数の見直しを行っている。 引き続き、適正な配車に努める。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見6	<p>○清掃車の担当職員数の見直しについて(P76) 直営5台体制を維持するために9名の担当者が必要な理由を更にヒアリングすると、その中心となる方針は「ごみの積み残しや、ごみの時間外収集を行わない」ということであった。 ごみ収集事業の特徴の一つに、ごみが通常の時間どおり収集されないことと区民からのクレームが入るといふことがある。ごみが積み残されることは問題外であるにしても、ごみが通常どおりの時間に収集されないだけで、清掃事務所に区民からクレームの電話が入るといふことである。そのため決してごみを積み残さず、通常の時間どおり収集するためある程度余裕がある体制が必要であるといふことであった。 確実にごみが収集できる体制を維持するためには、ある程度余裕がある体制が必要であるとの主張には合理性があるが、過度な余裕は区民の過度な負担となる可能性もある。 江東区の説明によると、有給休暇や病欠等を考慮すると9名が必要だとのことだった。しかし年間出勤日数を240日(≒365日×5日÷7日-有給取得等20日)とすると、必要な人員数は、 $6名 \div 240日 \times 311日$ (作業日数) = 7.775名となり、8名で足りる。上記式から逆算すれば8名体制のときの年間必要出勤日数は、233.25日となる。なお祝日については、休日手当を加算して職員が出動している。 同様に上記式から逆算すると現行9名体制の年間必要出勤日数は、207.3日となる。通常の出勤日数240日に比べて32.7日余裕があることになり、病欠等対応に必要な日数としては過大ではないだろうか。 したがって、過大な職員配置となっている可能性が考えられる。 今後、予備車についても見直しを行い、仮に直営車により予備車が確保できなかった際は、現行「朝7時まで」となっている雇上会社への依頼制限をあと1,2時間延長してもらえれば当日の急な欠勤等にも対応することが可能となるので、このような改革案を区としても清掃協議会に働きかけていくなど、雇上会社を活用する施策を一層進めていくべきであるとする。</p>	<p>自動車運転職員については、ごみ運搬業務の民間委託の推進により、順次職員定員を削減してきている。現在、直営の小型プレス車を、日々の通常収集対応として5台、突発的・臨時的収集対応として1台、これらの修理・点検時の予備車として1台を保有しているが、このうち、通常業務のための5台と突発的・臨時的対応のための1台の稼働のため、自動車運転職員は、日々6名を確保する必要があるが、この6名の確保にあたり、ローテーションや不測の事態を考慮して、計9名を担当職員としている。 自動車運転職員数については、不測の事態に対する対応などを踏まえて、検討していく。 また、雇上会社への依頼制限の見直しについては、23区全体と雇上会社との契約であり、本区のみで見直すことは困難であるが、関係者に協力を求めていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見7	<p>○直営車と雇上車の割合について(P78) 直営車がなぜ必要なのかという理由について担当者にヒアリングしたところ、災害時・緊急時には区職員による民間業者への適切な指示を行うことが必要であり、そのためにも区内の道路状況や業務経験に基づく様々なノウハウの蓄積が重要であるとのことである。 直営車でなければ対応できない事態の例として東日本大震災・中越地震における被災地への支援活動が担当者から説明された。 雇上車のコストは、直営車のコストの9割以内に抑えられている。また平成23年度実績で雇上車比率は86.7%となっており、十分な実績を有している。これらの要因を考慮すると、更なる民間委託を進めることに特に問題はないと思われるので、更なる民間委託を進めることが望ましい。</p>	<p>直営の清掃車数は、平成12年の清掃事業の都から区への移管時には、27台保有していたが、順次民間委託を進め、現在は7台となっている。 災害時の対応や、民間委託の推進にあたっての受託事業者への指導にあたっては、日々変化する区内の状況について、実務を通じて把握しておく必要があり、一定数の直営車は必要であると考えている。 直営の清掃車を減車、あるいは全車委託する場合のリスクも含め、直営の在り方について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見8	<p>○直営作業員と車付作業員の役割分担について(P84) 「2)作業員の人件費」で述べたように直営作業員の人件費は車付作業員の人件費に比べて約2.2倍の開きがある。 また、直営作業員は車付作業員が担うことができないとされている区民への指導・助言という機能を発揮することが可能であり、「収集班業務日誌【ふれあい指導】」「ふれあい指導実施結果連絡表(表1)」からは直営作業員が、ごみ適正排出のために指導に励んでいる現状が理解できる。 区民へのごみ適正排出指導は、ごみ収集時に啓発することに効果があり、また適時に啓発を行わないと、不適正排出が拡散するという傾向があるとされる。 このため常にごみ適正排出指導が行われる体制を維持する必要があると考えられ、ごみ適正排出指導が行える直営職員が必要であるという江東区側の説明には合理性があると考えられる。 しかしながら、江東区から提供を受けた「清掃事務所 業務状況表」平成24年10月の状況を査閲すると、燃やすぐみ、燃やさないごみの調査・指導業務の総件数は21,772件であったが、そのうち直営作業員のみしか行えない訪問指導の件数は、142件、全体の0.65%であった。全体のうち71.1%、15,477件の業務はスプレー缶の不適正排出に対する警告シールの貼付であった。むろん、直接区民に指導した1件と、警告シールを貼付した1件が不適正排出防止に及ぼす効果には差異があると考えられるものの、単純に件数から見れば、人件費がより低廉な車付作業員でも可能な業務がほとんどであると判断せざるを得ない。 したがって直営作業員は必要であるものの、その総数や、車付作業員との比率が適正であるかどうかについては、検討する必要があるものとする。 また直営作業員以外は直接指導することができないという現行の役割分担についても、「みなし公務員」制度等、民間活力の導入を一層検討する必要があるかと考える。</p>	<p>適正排出指導のためには、清掃事業に関する知識とともに区民・事業者との信頼関係を構築することが重要であり、そのためには、一定の収集業務経験が必要となる。また、民間委託を推進するにあたって、受託業者への指導についても、業務を熟知した職員が必要である。 収集職員については、これまで民間委託の推進により、順次職員数を削減してきたが、引き続き、適正排出指導や業務受託業者への指導体制を考慮しながら、民間委託を進めていく。 また、雇上会社の作業員の業務委託範囲の見直しについては、23区全体と雇上会社との契約であるため、本区のみで見直すことは困難であるが、関係者に働きかけていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見9	<p>○車付作業員の位置付けについて(P84) 江東区が雇上会社と締結している契約書には次の条文がある。 「第1条第2項（雇上会社）は、（江東区）の指示により荷積荷卸作業員（以下「作業員」という。）を付けた供給車とすることができる。」 すなわち車付作業員は荷積荷卸作業員であるというのが、契約書上の位置づけであるが、荷積荷卸作業員が担う業務とは何かという定義は、明文化されていない。 荷積荷卸作業員が担う業務についての解釈は、江東区と雇上会社との協議によって定まるのではなく、江東区から後述する清掃協議会への照会により定まっている。過去に江東区から清掃協議会に、どのような業務を行うことができるのかの明文規程を求めたところ、そのような明文は存在していないという回答であったとのことである。 現在、車付作業員は、不適正排出されたごみに警告シールを貼付しているが、これも過去に東京二十三区清掃協議会が「荷積荷卸作業員」の解釈として、警告シールの貼付がその業務に含まれると回答したことが、その業務の根拠となっている。 これとは別に、例えば年末年始には、年末年始のごみ収集カレンダーが集積所に掲げられるが、同業務は車付作業員の業務には含まれていないと解釈されている。同様に、江東区ではごみ出しサポート事業を行っているが、これも車付作業員の業務には含まれない。 これらは、車付作業員ができる業務の範囲を、江東区が主体的に決定できず、また江東区の意向が十分反映されないままに東京二十三区清掃協議会が決定しているという現状に問題が起因しているのではないかと思われる。 車付作業員が担う業務の範囲については、江東区の意向が反映されるような契約形態に変更することができるよう区としてもしっかりと清掃協議会に働きかけをしていくことが必要である。</p>	<p>雇上会社との契約内容の見直しについては、23区全体と雇上会社との契約であるため、本区のみで見直すことは困難であるが、関係者に働きかけていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見10	<p>○清掃協議会の情報公開(P89) 江東区が清掃事業を行う際には、江東区、清掃一組、東京都及び清掃協議会の4者が関与しているが、唯一法人格を持つことができない清掃協議会は、ホームページ等を持ち合わせていない。清掃協議会は、自らのホームページを構築するなどの情報公開の体制を整えるべきかと考えるので、区としても清掃協議会に対して情報公開体制の構築を推進できるよう積極的に関わっていくことが望まれる。</p>	<p>平成25年度より、一般廃棄物処理業等の許可事務が清掃協議会に移管されることを考えれば、清掃協議会の担当事務に関して独自のホームページを開設する意義はあると考えるので進言していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見11	<p>○清掃協議会の規約整備について(P96) 規約例には記載されている、予算の実施計画・事業計画の写しの送付、決算の証憑書類・事業報告書の写しの送付、各関係市長の監視権が、協議会の規約には見あたらない。したがって、上記規約例と比較すると、清掃協議会の規約は、予算・決算・監査についての規律は、規約例と比べて弱いと判断せざるを得ない。 予算・決算・監査についての規律が弱いということは、機動的な運営が可能になるものの、適正な運営の担保という観点に立てば問題がある。清掃協議会と一体的に運営されている清掃一部事務組合が今後とも継続してごみの共同処理を行う方針となり、また清掃協議会自体の業務が拡大していくならば、会議体の適正な運営の担保のために予算・決算・監査についての機能充実が求められると考えるので、区としても清掃協議会に対し上記規約の整備の必要性を訴え、積極的に推進していくことが望まれる。</p>	<p>清掃協議会の規約はこれまでの清掃事業の経緯の中で、23区の議決を経て定められたものである。現行の規約について検証し、必要であるならば規約の整備等を関係区に進言することも検討したい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見12	<p>○雇上会社の経営状態の把握について(P108) 清掃協議会等から提供を受けた資料からは、雇上単価についても清掃協議会が真摯に検討を加えている状況を伺うことができるので、区としても清掃協議会と協議し、雇上会社の経営状態を把握するための施策を実行していくことが望まれる。 雇上会社の経営状態を把握する資料としては、平成19年度から財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）を徴しているのみであり、原価や人件費の内訳も把握可能な営業報告書と比較して、得られる財務的情報は僅少となるので、営業報告書や財務諸表（法人税の確定申告書等の添付を含む）の提出を求め、客観性を担保することも検討されたい。</p>	<p>雇上会社の経営状況を多岐にわたり把握することは、雇上単価を決めるうえで重要な事柄であると認識する。今後、雇上会社から清掃協議会に必要な書類を提出させるよう、区から清掃協議会に進言することを検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見13	<p>○特命契約の継続について(P112) 江東リサイクル協同組合とは、資源回収が開始された当初から契約しており、10年以上にわたり契約が継続している。「滞りのない安定した資源回収業務を行うため」とのことであり、区内中小企業の支援を重要視し契約を継続しているとのことである。 資源回収業務は、日常的で、滞りなく行われることが要請される性質もあり、業者選定に際しては、安定的な業務遂行実績のある業者を特命契約で選定したい、と考えることは理解できる。また、区内中小企業の支援も重要であろう。しかし、競争原理が働かないため、長期間の特命による弊害が発生することもあり、特命契約の継続については、今後充分に検討していく必要があると思われる。</p>	<p>区内中小零細企業の育成の観点から、当面特命契約を継続する必要があると考えているが、今後のリサイクル事業を取り巻く環境の変化を注視しながら、契約方法について検討課題としていく。</p>
指摘1	<p>○資源の回収業務の単価改定について(P113) 平成23年度の契約単価の改定について、不明瞭な点が多く、また実態を伴わない値上げが行われていたことが判明した。 平成23年度において50円を値上げしているが、その内40円は燃料代の高騰によるものである。しかし、雇上単価の動向を参考にした場合には、前年と同額の単価とする判断を行っており、雇上単価そのものが、燃料代の高騰も考慮した上で設定されていると思われ、その判断とは別に行われた燃料代の高騰による値上げが妥当であったのか、疑問が残る。 また、軽小型車の契約においても40円の値上げを行っているが、2トン車との燃費に差があると思われ、2トン車と同額を値上げする必要があったのか疑問である。軽小型車の半日も、軽小型車の燃費、半日の走行距離を基に計算し値上げすべきと思われる。 この値上げについては、契約先からの要請により交渉の上で値上げ額を決定したとのことであるが、契約先から詳細な見積書を入力し、決定した形跡は残っていない。契約先から毎年詳細な見積書を入力し、値上げが必要か否かを判断した上で値上げすべきではないかと考える。 更に、7～9月にペットボトルの搬入先を変更することによる燃料代として、10円を値上げしているが、平成23年度において、江東区リサイクルパークではなく中間処理委託業者A社にペットボトルを搬入した事実は無かった。搬入先の変更を行わないと決定した時点で、4月まで遡って単価の変更契約を行うべきであったと思われる。所管課は、搬入先の変更は行わなかったが、10円はペットボトルの回収量を平準化するために行った、一部マンションの前日回収に係る対価として支払いを継続した、と主張しているが、前日回収によって契約している距離をどのぐらい上回るのか、10円の値上げに見合うものなのか、などその妥当性を判断する資料は提出されなかった。 なお、ペットボトルの搬入先の変更が予定される場合には、4月からの古紙回収車両も含むすべての車種の単価に反映するよりも、搬入先を変更した車の台数のみを変更する契約とすべきではないかと考える。その場合にも、見積書に基づき、単価を上げる必要があるのか、上げるとするならばいくらが妥当かを充分に検討していく必要がある。</p>	<p>契約額については、前年度契約額を基に、雇上契約の動向や経済状況の変動などを考慮して決定しており、平成23年度契約においても、燃料代の高騰や一部搬入先の変更予定を考慮して決定した。 搬入先の変更については、年度途中で、一部集積所について、週2回収することに対応を変更したが、必要経費に大きな変動はないものと判断し、契約額の見直しは行わなかった。 契約額については、年度途中の回収・運搬計画の見直しがあった場合も含め、より詳細な資料に基づき、経費節減の観点から、適正な額に努めていく。</p>
意見14	<p>○資源の回収業務の契約単価の算定方法(P114) 現在、契約単価は、前年度の単価を基に、雇上単価の動向を参考にし、その他特に考慮しなければならない要因を反映させて決定している。そして、契約当初は、雇上単価等がベースとなつて算定され、現在も江東リサイクル協同組合からは、雇上単価と同額の単価設定を求め値上げの要請がある。 担当者によれば、平成19年度以降は、雇上単価よりも契約単価が約2,000円低い状況となっているとのことであったが、区は雇上会社ではなく、江東リサイクル協同組合と契約しているのであり、また、本契約は特命によって行われ、契約単価の決定に際しては競争原理が働かないため、同組合から見積書を入力し、それを精査し単価の交渉を行っていくべきではないかと考える。現在も見積書を入力しているが、記載されているのは最終的な単価のみである。本来、見積り額は、積算の上決定されるべきものであり、詳細な見積書を入力し検討していく必要がある。</p>	<p>契約額については、前年度契約額を基に、雇上契約の動向や経済状況の変動などを考慮して決定しているが、極力詳細な資料に基づき、経費節減の観点から慎重に決定していく。</p>
意見15	<p>○資源の回収業務にかかる配車の適正化(P116) 平成23年度における古紙回収量は、平成21年度の回収量6,136,600kgに比べ522,260kg減(8.5%減)の5,614,340kgとなっている。また、曜日別に見ると、土曜日の回収量は、平成21年度の881,380kgに比べ136,700kg減(15.5%減)の744,680kgとなっている。 しかし、配車台数は平成21年度より変更されていない。搬入先と回収地域との距離や、回収地域の広さなどが異なるため、一概に回収量で配車の適否を判断することはできないが、定期的に配車台数の適正性を検討し、回収量の減少が続いている中で、可能な曜日については、台数を減らしていく必要がある。 びん・缶・ペットボトルの回収に対する配車は、増加傾向にある。平成23年度に限っては東日本大震災以降、水を購入する住民が増えたことから、ペットボトルの回収が増え冬期においても回収量が以前ほど減少しない傾向となっているためである。 びん・缶・ペットボトルの回収に対する配車は、年度の途中においても配車台数を変更し、回収量の増大に対応しているが、今後も回収量の変動に留意し、むやみに配車台数を増大させることのないよう、より効率的な回収に向けて努力する必要がある。</p>	<p>古紙については、曜日別の回収量や地域特性を考慮して、平成25年度から一部見直しを行い、適正な配車台数に努めていく。 その他の資源についても、回収量などを考慮して、適正な配車台数に努めていく。</p>

【清掃事務所】

【清掃事務所】

【清掃事務所】

【清掃事務所】

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見16	<p>○容器包装プラスチック回収業務の単価決定における適用年度の変更(P118) 現在、車両部分（車両1台、運転手1名）の単価については雇上単価を適用することとしており、この方法によれば、小型プレス車(平日)車両部分単価(税込)は平成22年度52,059円、平成23年度51,009円となる。しかし、平成23年度の単価は平成22年度と同額の52,059円となっている。これは、平成22年度までは同年度の雇上単価としていたが、平成23年度からは1年前である平成22年度の雇上単価を適用することとしたためである。この変更の結果、決定単価は52,059円となり、従来より1,050円高く設定されている。 この変更は、平成22年度までの契約において、同年度の雇上単価を基にした見積書を入手する時期が遅れ、契約事務作業が4月以降にずれ込んでいたため、これを回避するために行われた。また、予算編成時には、前年度の雇上単価を基に予算要求しているため、同年度の雇上単価が前年度より高くなった場合には予算不足となり、年度途中で補正予算を組まなければならない、その不安を回避するため、とのことであった。 この変更理由が正当なものであるのか、すなわち、3月中に見積書を入手することが本当に不可能なのか、予算不足に関する不安は回避すべきものなのか、について疑問が残るところである。なお、見積書が4月以降となるのは、契約先が雇上単価を知るのが4月以降であるため、との説明を受けた。いずれにしても、安易な変更は慎むべきであり、変更による影響を十分考慮した上で行う必要があったと考える。</p>	<p>契約にあたっては、適切な見積り目の提出を契約相手に求め、経費節減の観点から慎重に契約額を決定している。 【清掃事務所】</p>
意見17	<p>○容器包装プラスチック回収業務の契約単価の決定方法(P117) 現在、契約単価の決定に際しては、契約先より見積書を入手しているが、実態は、車両単価（運転手部分含む）は雇上単価と同額、作業員単価は、前年度の単価を基に雇上単価を参考にして決定し、見積書はそれに合わせて提出させているに過ぎない。 しかし、本契約は特命によって行われているものであり、契約単価の決定に際しては競争原理が働かないため、区で厳しく見積りを精査する必要がある。区では、本契約の契約先がごみの収集契約先と同じであり、ごみの収集時に使用する車両と同種車両を使用することから、雇上単価と同程度の単価が妥当と考えている。しかし、本契約の契約主体は区であり、最終的には雇上単価と同程度の単価に設定されるとしても、積算に基づく見積書を入手し、妥当なものであるかを判断した上で決定していく必要があると思われる。 作業員部分の単価は、熟練した作業員が継続的に配置されることを前提として、雇上単価から割増しされているが、割増率の根拠となる客観的な資料は残されていない。 前述のとおり、今後詳細な見積書を入手し単価を決定する必要がある、その場合には、見積りの際に、通常の作業員の単価がどのようなモデル（従業員なのかアルバイトなのか、勤続何年目なのか等）を前提としているのかを明確にする必要がある。また、熟練した作業員とほどの程度の熟練度を想定しているのかによって、割増比率も変化するとと思われるため、区の要望も明確にし、割増比率が妥当であることを裏付けるよう留意する必要がある。</p>	<p>契約額については、使用する機材や作業内容を踏まえ、雇上契約の動向を考慮して決定しているが、極力詳細な資料に基づき、経費節減の観点から慎重に決定していく。 また、熟練作業員の配置については、容器包装プラスチックの回収開始から一定の業務経験を経たことから、平成25年度から見直しを行うとともに、特殊な作業員の配置を求める場合には、配置基準を明確にしていく。 【清掃事務所】</p>
意見18	<p>○容器包装プラスチック回収業務の廃車台数の適正化(P120) 1日当たりの回収量を見ると、年間平均で9,842kgとなっており、仕様書で予定されている回収日量15トンを大きく下回っている。また、曜日別回収量を見ると、曜日によって1日当たり回収量は、8,643kg～11,232kgと差がある。 当初予定していた回収量を下回っているにもかかわらず、これまで配車台数の適正性について全く検証を行っていない。直ちに、現在配車している小型プレス車10台が適正なのか、過剰ではないのか、について十分検討すべきである。 また、曜日別に配車台数を変えることが可能にもかかわらず、現在は各曜日すべてに小型プレス車10台が配車されており、過剰な配置となっている曜日があるのではないかと推察される。搬入先（江東区若洲）と回収地域との距離や、回収地域の広さなどが異なるため、一概に回収量で配車の適否を判断することはできないが、曜日別に適正な配車を行っていく必要がある。</p>	<p>排出量や集積所の増減を踏まえ、平成25年度の早期に必要な台数の検証を行い、曜日別配車を含め、適正な配車数の検討に努めていく。 【清掃事務所】</p>
意見19	<p>○ペットボトル店頭回収業務の単価決定における適用年度の変更(P122) 現在、単価は雇上単価を適用することとしており、この方法によれば、新小型特殊車(平日)(税込)は平成22年度67,389円、平成23年度66,339円となる。しかし、平成23年度の単価は平成22年度と同額の67,389円となっている。これは、平成22年度までは同年度の雇上単価としていたが、平成23年度からは、1年前である平成22年度の雇上単価を適用することとしたためである。この変更の結果、決定単価は67,389円となり、従来より1,050円高く設定されている。 この変更は、平成22年度までの契約において、同年度の雇上単価を基にした見積書を入手する時期が遅れ、契約事務作業が4月以降にずれ込んでいたため、これを回避するために行われた。また、予算編成時には、前年度の雇上単価を基に予算要求しているため、同年度の雇上単価が前年度より高くなった場合には予算不足となり、年度途中で補正予算を組まなければならない、その不安を回避するため、とのことであった。 この変更理由が正当なものであるのか、すなわち、3月中に見積書を入手することが本当に不可能なのか、予算不足に関する不安は回避すべきものなのか、について疑問が残るところである。なお、見積書が4月以降となるのは、契約先が雇上単価を知るのが4月以降であるため、との説明を受けた。いずれにしても、安易な変更は慎むべきであり、変更による影響を十分考慮した上で行う必要があったと考える。</p>	<p>契約にあたっては、適切な見積り目の提出を契約相手に求め、経費節減の観点から慎重に契約額を決定している。 【清掃事務所】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見20	<p>○ペットボトル店頭回収業務の単価の決定方法について(P122) 現在、契約単価の決定に際しては、契約先より見積書を手入しているが、実態は、雇上単価と同額に設定し、見積書はそれに合わせて提出させているに過ぎない。しかし、本契約は特命によって行われているものであり、契約単価の決定に際しては競争原理が働かないため、区で厳しく見積りを精査する必要がある。現在、雇上単価をそのまま適用しているが、雇上単価は参考に留め、積算に基づく見積書を手入し詳細に精査し、妥当なものであるかを判断した上で決定していく必要があると思われる。</p>	<p>契約額については、使用する機材や作業内容を踏まえ、雇上契約の動向を考慮して決定しているが、極力詳細な資料に基づき、経費節減の観点から慎重に決定していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見21	<p>○不要な車両ルートについて(P125) 8月の回収状況を見ると、1回に最大220kgのペットボトルを運んでいる。すなわち、契約している新小型特殊車1台で少なくとも220kgを運ぶことができるということがわかる。 2月の回収状況を見ると、1日の回収量が220kgを下回っており、全店舗のペットボトルを回収して搬入先（江東区青海地先）に運ぶことが可能である。それにもかかわらず、必ず2回の計量が行われており、搬入先へ往復する車両ルートが不要と考えられる。この状況は、深川地区の月水金曜日の回収、城東地区の回収においても同様である。 ルートが決められており、回収店舗の中には「何時に必ず来てほしい」という店舗からの要望があるとのことであるが、回収量が少ない日にまで2回搬入しなければならない理由としては説得力に乏しい。1回の搬入で済むならば、現在よりも短時間で作業を終了することが可能であり、より効率的な回収を検討していくことができるため、是正すべきと考える。</p>	<p>平成25年度からは、搬入回数を原則1回とし、夏期など回収量が多い場合は2回とする。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見22	<p>○ペットボトル店頭回収業務の回収体制の見直し(P125) ペットボトルの1日当たり回収量を見ると、仕様書に書かれている1日当たり800kgを大幅に下回っていることがわかる。また、回収量には季節的な変動があり、平成23年度において、7月の1日当たり平均回収量が508kgであるのに対し、3月は280kgとなっている。それにもかかわらず、1年間を通して月～土曜日まで毎日2台が配車されている。 回収状況を見ていくと、回収した袋数がゼロの店舗も多数存在しており、現在の1年を通して週3回必ず回収に出向くという体制が非効率なものとなっている。毎回、多量のペットボトルが回収されている店舗はごく一部であり、季節的な変動も大きいため、既に意見事項として述べた不要な車両ルートを是正するだけでなく、回収体制を抜本的に見直す必要があると考える。回収頻度を現状よりも下げることが可能な店舗は多数存在すると思われる、また、冬季には更に回収頻度を下げて特に問題にならないと思われるので、より効率的な回収に向けて十分検討する必要があると思われる。</p>	<p>回収量や回収先事業所の状況を踏まえ、適正な配車数に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見23	<p>○ペットボトル店頭回収業務の作業日報について(P125) 仕様書において、作業日報を毎日、区に提出することと定められているが、回収店舗が記載され回収袋数を記入した表は手入しているものの、作業担当者、作業開始時間、終了時間が記載された作業日報は無い。そのため、誰が責任を持って作業を行ったのか、作業時間は何時間だったのかについて、把握できない状況である。作業時間については、回収体制を検討する際にも重要な要素となる事項であり、作業日報の改善が望まれる。</p>	<p>平成25年3月から作業日報の見直しを行い、作業担当者名、作業開始時間、終了時間を記載することとした。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見24	<p>○ペットボトル店頭回収の継続について(P126) ペットボトル店頭回収の回収運搬コストは、集積所回収に比べ非常に高いものとなっている。それ故に、店頭回収を終了する選択もあると思われるが、平成12年度の清掃事業移管時に23区統一で引き継いだため、現状では終了できない、とのことであった。ただし、現在、23区全体としても東京ルールⅢの今後について検討に入っており、江東区からは、23区で構成する検討組織において回収を終了したい旨を伝えているとのことである。 江東区単独では決定できない事項であり、しばらくは回収を継続するしかない状況から考えると、当面はいかにコストを削減して回収するかが重要であり、必要最低限の配車にとどめるよう各店舗と協議し継続していく必要がある。</p>	<p>回収量や回収先事業所の状況を踏まえ、適正な配車数に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
指摘2	<p>○運搬業務契約における不適切な値上げ(P128) 平成22年度において、運搬業務契約の作業員単価が3,000円（14,000円から17,000円）値上げされたが、全く根拠の無い値上げであることが判明した。回収業務契約において、作業員単価が3,000円値上げされており、これに伴い、作業内容等全く変更が無い運搬業務においても値上げしたものと推察される。 当該契約は、特命により東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約しているが、特命契約とするならば、単価の決定にあたり、厳しい目で見積書の内容を吟味し、区民にも説明できるよう客観的な根拠をもって算出することは当然のことである。このような当然の手続が行われず、値上げが実施されたことは問題であり、改善が必要である。</p>	<p>回収・運搬の契約は同じ業者と結んでいる。平成22年度の契約にかかる見積りを徴収した際、作業員単価は時間ではなく1日の単価として判断したため、回収の単価を上げるにあたり、運搬に関しても同様に3,000円の単価増となった。 25年度の契約にあたり、業者に対して22年度以降の運搬作業の実態や作業員にかかるコスト等の説明を求め、検証した結果、運搬作業員の単価を14,600円として契約することとした。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見25	<p>○蛍光管の回収業務契約における値上げの妥当性について(P128) 平成22年度において、回収業務契約の契約単価を上げているが、作業員単価の値上額3,000円(14,000円から17,000円)の妥当性について、検証することができなかった。区は、回収実績報告書を入手しているが、そこには作業開始時間、終了時間が記載されておらず、実際に平成21年度までは何時間を要していた作業なのか、平成22年度以降何時間作業時間が増加したのかが把握できなかった。見積書にも、1名という記載のみで時間の記載は無い。値上げ後、勤務時間を超過して行われているという話は聞いていないとのことであり、値上額の妥当性に疑問が残るところである。参考ではあるが、平成23年度の資源回収業務委託契約における作業員平日単価は12,340円、ペットボトル店頭回収業務委託契約における作業員平日単価は14,600円である。ペットボトル店頭回収業務委託契約は、東京都環境衛生事業協同組合江東支部との契約であり、回収業務契約と同じ委託先である。単価の決定にあたっては、詳細な見積書を入手し内容を吟味した上で、先方と交渉の上決定すべきであり、先方からの見積書の金額について様々な視点からの検証がないまま適用することがあってはならない。ましてや、値上げが必要なのであれば、客観的な根拠に基づき行われるべきものである。平成22年度の値上げであれば、作業員の執務時間が何時間から何時間に増加するのか、が重要であると思われる。 今後、回収実績報告書に作業員の作業開始時間、終了時間の記載を行うと同時に、来年度の契約に向けて、現在の作業員単価が妥当であるか否かの検証を早急に行う必要があると考える。</p>	<p>平成25年3月より、回収実績報告書に作業時間を記載することとした。 今後、単価の決定については、報告書に記載されている回収量や作業時間を把握・検証したうえで、業者から詳細な作業内容や作業員の雇用形態等についても説明を求めると、価格交渉を行ったうえで決定していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見26	<p>○蛍光管の回収方法について(P129) 回収委託契約において、現在、週3回、必ず月、水、金曜日に回収しており、その曜日が祝日であっても回収しているため、祝日の場合、休日単価を支払って回収している。祝日については、年度初めに把握ができるのであるから、回収日が祝日と重なった場合には、1日前か後ろに回収日をスライドさせる日程を組み、先方に通知すれば、休日単価を支払う必要がないのではないかと考える。 また、作業員1名が配置されているが、運転手のみで回収が可能か否か検討すべきではないかと考える。荷下ろし、分別作業に人手が必要であれば、その際のみ作業員を雇うことも検討する必要がある。 更に、日々の回収量、回収時間等を参考に、車両タイプ、回収頻度が適正であるか検証し、過剰な車両配置とならぬよう留意する必要がある。</p>	<p>回収協力店の週休日や、回収業者の配車の関係があるため、祝日の回収を直ちに変更することは難しいと考えるが、関係者に確認し可能であれば平成25年度より回収日が祝日にあたった場合に曜日をずらすことができるよう調整することとしたい。 また、回収拠点に回収車両の駐車スペースがなく運転手が車両を離れることができない場合や、一ヵ所で大量に排出されることもあることを考えると、運転手の他に作業員も必要である。 ただし、拠点ごとの回収量や回収時間等を検証し、効率的な回収ルートや回収に必要な車両が妥当であるかを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見27	<p>○蛍光管回収業務の作業員の配置について(P129) 運搬業務契約において、作業員1名が配置されており、保管場所において積込みを行った後、車両に運転手と共に乗り処理施設まで行き、荷下ろしを行った後戻ってくるのが1回の作業となっている。作業員1名の配置が必要か否か疑問であったためヒアリングしたところ、保管場所には、フォークリフトがないため運転手と共に積込む必要があるとのことであった。処理施設にフォークリフトがあるのであれば、積込む際にパレットに積めば、作業員が同乗する必要はないのではないかとと思われる。積込みも運転手のみで行うのが理想ではあるが、無理であるならば積込みの時間のみ作業員を雇うという選択もあると思われ、コスト削減のために様々な方法を検討していく必要がある。</p>	<p>処理施設にフォークリフトがあることは確認できたが、蛍光管を保管する容器は蛍光管の形に合わせた固めの紙製で、パレットに数段重ねて積むことは困難である。パレットを使用するならば、ドラム缶の中に割れないように蛍光管を隙間なく詰める必要があるため、新たにドラム缶を購入する必要があるとともに、作業時間の増加による単価の見直し要求も予想される。 また、保管場所にはフォークリフトがないため、蛍光管の詰まったドラム缶を作業員がトラックに積むことは困難である。 しかしながら、コスト削減のための方法については検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見28	<p>○特命契約の継続について(P130) 各契約とも、「確認書」が存在する限りは、東京都環境衛生事業協同組合江東支部と契約を締結するしかないことは十分承知しているところであるが、今後も長期に亘り、競争原理の働かない閉鎖的な状況を継続していくことが、区民のためとなるのかどうか、疑問を感じるところである。 「確認書」には、「当分の間」と書かれているが、その期間は不透明であり、今後、部分的にでも「確認書」の見直しが必要となるよう、区としても働きかけていく必要があるのではないかと考える。</p>	<p>「確認書」については、江東区が単独で取り交わしたのではなく、その内容は23区が等しく理解し、確認したものである。 「確認書」は、これまでの清掃事業の経緯の中で締結されたものであり、本区の判断として今の時点で見直しを求めることは困難であると考える。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見29	<p>○容器包装プラスチック中間処理業者B社との契約について(P132) 業者推薦書の業者推薦理由を見る限りにおいては、同社は区が必要とするプラスチック製容器包装資源化業務を受託する能力を備えていることはうかがえるが、同社以外にも複数の業者が選択肢としてあるように読める。しかしながら、容器包装プラスチックの選別・圧縮に関して、現状では、区内で一般廃棄物処理施設の設置許可を有している業者は、B社のみであるとも伺っている。もしそうであれば、推薦理由には特命とした理由がわかるように、判断基準を明確に記載するべきではないかと思われる。一旦、曖昧な特命理由のままに契約締結がなされると、次期の契約の際にも、前年の内容が安易に踏襲され、当初の特命時と状況に変更があっても、検討がなされずに放置されるリスクがある。したがって、長期間の特命による弊害が発生しないように、自区内で唯一「一般廃棄物処理施設設置許可」を有している等の特命理由を明確にするべきではないかと思われる。 また、同社との契約に関しては、契約開始当初、処理単価36円/kgであったものを平成23年度より処理単価40円/kgに値上げしているが、その理由は、同社の見積りに対して、他の地方自治体の契約単価等と比較考量した結果、値上げに応じたものであるとのことである。この点については、引き続き価格不利益を被ることがないよう積算指標や価格相場に基づき、年度毎に交渉を行うことが望ましいと思われる。</p>	<p>平成25年度の契約より、特命理由に「自区内で唯一一般廃棄物処理施設設置許可を有している」を追記した。 また、単価の決定にあたり、他自治体の価格調査や業者との交渉を行い適正な価格であるか検証していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見30	<p>○モデル事業評価のタイミングについて(P135) 本モデル事業を評価する担当部署は清掃リサイクル課であるが、本包括外部監査における調査時点において、地球船クラブの過去2事業年度及び現在までにおける事業状況、例えば、モデル事業の主な内容として定められる「①発泡スチロールのペレット化、②知的障害者雇用の創出、③環境学習機会の創出、④その他必要な事項」について地球船クラブの決算書を入力しておらず、モデル事業に関連する決算数値を把握していなかった。 モデル事業の成果の検証に関する手法や期間等は本覚書に明文化はされていないが、モデル事業期間の期限である平成25年3月31日までは半年未満である。その検証された成果内容により事業継続の可否がなされることを鑑みれば、現時点までにも、事業内容に関する実績数値については毎年度ごとに相当程度を把握しておくことが望ましい。</p>	<p>「発泡スチロールリサイクルモデル事業」に関する検証については、モデル事業期間の3年間を総括し、年度毎の実績や事業の効果を検証したうえで事業の本格実施について検討していくことを従前より確認していたところである。意見にあるとおり、各年度終了後に決算書等を入力していなかったが、モデル事業の成果については常に注視していたところである。 今後、モデル事業から本格的な事業としての協定等を締結するにあたっては、事業内容に関する詳細な資料の提出と内容の説明を求めており、これらを基に事業継続を適正に判断していくとともに、月次報告書を求めるなど、事業内容の把握に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見31	<p>○エコミラ江東の再生処理内容の確認の必要性について(P135) 区は、エコミラ江東に対して、平成22年度は190t、平成23年度は200tの発泡トレイ及び発泡スチロールを収集・運搬している。 エコミラ江東は、国内での資源の再利用を原則としており、主にペレット化した商品を、トレイ製造等に売却し、再生トレイや断熱材、おもちゃ用プラスチック等として再利用されるとのことである。区は、容器包装リサイクル法概念では、回収した資源を再商品化の原料とするまでがリサイクルであると考えているとのことであるが、清掃リサイクル課担当者に質問を行ったところ、区は、エコミラ江東で、発泡トレイ・発泡スチロールが再商品化の原料となった実績値を把握していなかった。 この点、覚書には、再生処理品の確認手続きについて何も定めが無いが、当事業については、元々、他の23区と比較しても独自の処理を自ら進めたものであることを鑑みれば、事業目的に沿った再生処理が行われているかどうか確認し、その状況を開示することが望ましいと思われる。</p>	<p>エコミラ江東への発泡トレイ等の搬入量や、原料化作業に伴い発生する残渣量については、清掃事務所がその数量を把握しており、3か月毎に報告を受けていたところである。 ただし、再商品化の原料となるペレットの実績値や売却先及び再商品化の実情についての把握は、意見事項のとおりであることから、今後、搬出されたペレット量や再利用に関する情報についても把握に努め積極的に開示していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見32	<p>○エコミラ江東の関係決算書について(P137) 移管後の所轄庁である東京都において、地球船クラブの事業報告書等の閲覧を行ったところ、「事業報告書」に記載される「就労支援」事業の決算報告書である「就労支援事業会計の資金収支計算書」の平成22年度分が、所轄庁が保管する閲覧資料には含まれていなかった。 その理由について、区を通して、エコミラ江東事務局長に質問したところ、平成22年度決算資料については、内閣府に提出しており、その中で、廃プラスチックリサイクル事業を報告し、収支計算書も提出しているとのことであり、所轄庁で保管されていない理由は不明である。（地球船クラブは監査実施時点で東京都に対して再掲載を依頼中） 同事業は不特定多数の江東区民を受益者として実施することで、特定非営利活動としての公益性を認められるものであることを考えると、その事業内容については十分な開示がなされるべきであり、区としても、その開示状況を確認しておくことが望ましかったのではないと思われる。なお、平成23年度の事業報告書等については、「就労支援」事業に係る決算報告書を含めた事業報告書等を提出している。</p>	<p>地球船クラブに確認したところ、平成22年度分の「就労支援事業会計の資金収支計算書」を確かに提出しているが、所管庁の移管後何かの手違いで開示されていないのであれば、開示するよう現行の所管庁に求めたところである。 区としても、今後、地球船クラブの事業報告書等の関係書類の開示状況を把握するとともに、開示状況に疑義のある場合には、地球船クラブに対して説明を求めていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見33	<p>○容器包装プラスチック・発泡トレイ等のリサイクルの情報開示について(P140) 地球温暖化の防止は、同じ地球上の有限な資源に囲まれて共生しなければならない人類にとって、重要と考える。しかしながら、その効果が目に見えず、数量的にも測り難いものであるがゆえに、施策の効果が明確にならないリスクを抱えやすいとの懸念もある。 この点、例えば、東京23区においては、全ての区が容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装を資源として分別回収している訳では無く、分別回収は区が選択した方法である。さらに区は、東京23区の中で唯一、容器包装リサイクル法において、「その他のプラスチック製容器包装」として分類される「発泡トレイ及び発泡スチロール」につき、独自の分別回収を行っている。これは、エコミラ江東において、NPO法人が独自の資金で運営し、知的障がい者を雇用することでリサイクルと福祉を一体的に行うという、独自の取り組みを区が行っているため、エコミラ江東で処理する発泡トレイ等を他の容器包装プラスチックとは別に回収する必要があるためである。エコミラ江東の意義は理解するものの、発泡トレイ等を他のプラスチック製容器包装と別に回収することで、区にそれまでになかった多額の支出が生じていることは事実である。したがって、区としては、地球温暖化防止効果のみではなく、リサイクルの実施状況に関する透明性のある内容開示とともに、必要な財政支出であることとその意義を十分に説明することが望ましいと思われる。</p>	<p>容器包装プラスチックの再資源化処理に関する各区の判断については、中間処理施設が自区内にあるか否か、容器包装プラスチック法に基づく処理が財政にどのような影響を与えるか等を勘案したうえで行われているもので、地球温暖化防止のみに捉われるものではなく、また、一つの選択肢に制限されるものではないと考える。 発泡トレイ及び発泡スチロールを独自に分別し区内施設で中間処理を行うことについては、費用対効果を十分に検証したうえで行うことが望ましいと考えるところである。 今後、リサイクルに関する実情や有効性を確認するとともに、積極的な説明・情報開示に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見34	<p>○リサイクル品目の処理原価と回収経費等の整合性について(P141)</p> <p>各品目の処理のために支出した直接経費は、原価計算表における管理費配賦前の物件費（小計A）の金額と整合性が保たれることが望ましいと考える。そこで、各リサイクル品目別の回収費用等の明細と金額の照合を行ったところ、合計約10万円の差異が見受けられた（内訳はびん・缶・ペットボトル）4万円、「古紙」33万円、「容器・トレイ」△27万円）。</p> <p>この原因について、清掃リサイクル課担当者に伺ったところ、後述するリサイクルパーク管理運営事業の経費に含まれる研修参加費負担金10万円は、「処理原価」には含まれないものと判断し、除外したことが原因ではないかとのことであった（品目毎の差額発生原因については不明）。</p> <p>研修参加費負担金を「処理原価」に含めない方法自体には合理性も認められるが、その場合には、「回収経費等」の金額にも含まれないと考えられ、やはり両者の間には整合性が保たれていることが望ましいと考える。また、「処理原価」と「回収経費等」の相関関係については、開示される2つの表を見ただけではわかりにくく、「処理原価は回収経費等を単価で表したものであるように、誤解を招く可能性も高いと考えるため、両者の関係性の説明を注記することが望ましいと思われる。</p>	<p>「リサイクル品目の処理原価」については、一般廃棄物処理基本計画にあるように23区で統一して行っているごみ処理原価（廃棄物処理原価）計算に基づいて算出した。</p> <p>この処理原価の計算では、「回収経費等」で示した事業費の支出の中に含まれていない職員給与等も含まれている。</p> <p>一方「回収経費」には、資源の処理に直接関わる経費でないため処理原価の計算上には含まれないが、各回収事業の実施に必要な支出額が計上されている。</p> <p>こうした理由から、処理原価と回収経費の積算に用いる経費が同額となることはなく、整合性が問題となるものではない。</p> <p>ただし、一般廃棄物処理基本計画の中で、リサイクル事業にかかるコストとして「処理原価」と「回収経費等」の数字を並べて記載することで、整合性に関する誤解が生じないよう、次期の計画改定時には、それぞれの積算方法に関する説明を記載する。</p>
意見35	<p>○廃棄物処理原価計算の方法について(P142)</p> <p>廃棄物処理原価計算は、清掃事務所及び清掃リサイクル課の双方が関わる部分もあり、適切な計算を行うためには、作業の漏れや重複が無いように、相互理解及び情報共有が重要であると思われる。しかしながら、清掃リサイクル課の担当者に伺ったところ、清掃事務所側で入力した数字の理解について曖昧な点が見受けられた。この点、計算結果に関わる数字を開示する以上、廃棄物処理原価計算を行う際の基本的考え方や原則、清掃事務所と清掃リサイクル課における役割分担と責任等について話し合い、文書化し、組織として開示数値を作成できる体制を構築することが望ましいと考える。</p> <p>また、原価計算に際して、以下の項目については配賦計算を行っているが、その配賦方法の妥当性についても、管理方法に合わせて合理的な方法となるよう検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・管理費 ・減価償却費（江東区リサイクルパーク分） ・びん・缶・ペットボトル間の費用按分（江東区リサイクルパーク内で3種類を一括処理するため） 	<p>平成23年度の廃棄物原価計算はすでに算出済みであるので、平成24年度の廃棄物原価計算から、ご意見をもとに体制の構築を図っていきたい。</p> <p>配賦方法については、清掃リサイクル課担当の業務内容と清掃事務所担当の業務内容と、差異があるので、それぞれの考え方のもと行ってきただが、ご意見のとおり計算結果を今後も開示する場合、双方で話し合い、体制を構築する必要があると考える。</p>
意見36	<p>○区報への掲載等(P148)</p> <p>A)については従前より継続して行われている制度である。例えば、荒川区の集団回収支援に対する報奨金も、回収された資源1kgに対して6円の報奨金である。江東区と大差はないことを考えると、報奨金自体が集団回収の促進の動機付けには大きくないものと推測され、集団回収促進のために重要なのは、B)集団回収未実施の地域や新しい区民に対する普及啓発活動であると思われる。そこでB)の部分に対応する現状の対応について、清掃リサイクル課担当者に質問を行った結果、以下の回答を得た。</p> <p>清掃リサイクル課において、集団回収事業の普及啓発のために行う公告活動は、区のホームページ（HP）上の公告のみであり、区報への掲載依頼は出していないとのことである。普及啓発のための頻度としては低く、区報への掲載等広告媒体の増加を検討する必要があると思われる。</p>	<p>集団回収事業の普及啓発活動は、ホームページ以外では積極的に行っていなかったもので、区報への掲載を検討したい。</p>
意見37	<p>○ホームページでの公告内容(P148)</p> <p>区のHPの公告内容を見ると、報奨金及び加算報奨金による登録団体への支援についての説明はあるが、それ以外のメリットについての言及は見られない（「資料1-1 区のHP公告「身近なリサイクル、集団回収をはじめましょう」参照」）。ここで例えば、処理原価については、区の計算によると、集団回収の処理原価はコストが7,018円/t（リサイクル品目の処理原価参照）であり、行政回収による他品目の処理原価と比較して低いことは明らかである。区における処理原価の削減は、間接的に区が行う他のサービスの向上を期待させるものであり、区民にとってもメリットがあるが、区民のどの程度がその事実を理解しているのかは区も把握していない。また地域コミュニティ活動としての集団回収活動の存在を知らない区民も多いと思われるため、普及啓発を意識し、集団回収の存在を知らない人にもわかりやすくメリットを明示した形の公告を行うことが望ましいと思われる。</p>	<p>集団回収事業のコンテンツ上では、処理原価を比較したメリットの明示はしていないので、わかりやすく簡潔に公告できるような内容に、速やかにホームページのコンテンツを修正する。</p>
意見38	<p>○臨海部及び新築の集合住宅への周知(P149)</p> <p>集団回収未実施の地域についてリストアップしたデータ等は存在していないが、特に臨海部に多い新築の高層住宅等の新住民に対する周知・啓発は必要であると認識しているとのことである。ここで、新築集合住宅については、資源・ごみ集積所の設置確認を行う際に、清掃事務所の担当者が集合住宅の管理事務所等に説明に伺う機会があるとのことであるが、その際、清掃事務所の担当者は集団回収に関する積極的な説明は行っておらず、質問を受けた際には担当課を案内していると同っている。これらの地域については、地域活動の存在を認識されていない方達も多いため、集団回収の導入は難しい面があるとのことであるが、普及啓発活動には一般的に困難が伴うものである。必ずしも実現に至るかどうかはわからないが、少なくとも清掃事務所担当者や連携を取り、新しい住民に対して必要な情報伝達がなされるよう積極的な呼びかけを行うことが必要と思われる。</p>	<p>新築集合住宅の資源・ごみ集積所の設置確認を行う際に、清掃リサイクル課で作成している集団回収事業の普及啓発チラシを配布してもらおう等、清掃事務所担当者や連携を図っていきたい。</p> <p>また、既存の集合住宅や集団回収を実施していない区民団体に対しても、各所管と連携して集合住宅の管理組合や町会・自治会に啓発チラシを配布するなど、実現可能な方法により積極的に周知していきたい。</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見39	<p>○集団回収の位置付け(P151) 現在の江東区における集団回収はあくまで行政による回収の補完的なものとして機能している。そして、現在の姿は、区がリサイクルパークを自区施設として運営しており、そこに合う形に効率的な行政による回収を進めて行った結果であると考えられる。しかしながら、その一方で、品目別の処理原価比較を行ったところ、集団回収による処理原価が、他品目に比べて低いことは明らかである。各自治体により置かれた環境は異なるため、集団回収を中心に据える回収方法が絶対的なものではないが、経費削減及び民間リサイクル促進等の観点からはメリットがあると考えられる。したがって、区においても、現在の資源回収業務全体の中での集団回収の在り方を再検討し、その位置付けに合う形で、集団回収の促進に向けて事業を行っていくことが望ましいと考える。</p>	<p>現在の資源回収業務の中で、集団回収事業は補完的なものとして機能しているが、処理原価の比較において、集団回収による資源回収がコストが低いことは明らかである。今後も、集団回収事業を促進するため、区報やホームページ、チラシの配布等積極的に普及啓発活動を行っていくこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見40	<p>○江東リサイクル協同組合との契約について(P153) 業者推薦書の業者推薦理由を見ると、江東リサイクル協同組合については、契約受託能力を備えていることとはうかがえるが、記載される理由以外に、区としては、区内零細業者の支援目的もあり、同組合と契約していると伺っている。したがって、長期間の特命による弊害が発生しないように、特命理由を明確にするべきではないかと思われる。また、担当者に契約額の決定方法について質問を行ったところ、同組合からは見積書を入手しているが、値上げ要求も無く、新年度の契約時にも特段の交渉はせず、そのまま据え置き状態にあるとのことである。この点、価格不利益を被ることがないよう積算指標や価格相場に基づき、業務実態と異なる契約とならないよう、年度毎に交渉を行うことが望ましいと思われる。</p>	<p>平成25年度の契約より、特命理由を「江東区内の回収業者で組織されている団体で、区の資源回収事業での実績があり、資源物(古紙)の売却ルートを持っている。(また、江東区内の零細業者支援のため、当組合を指名し特命案件とすることとしたい。)」とした。()を追記。また、価格相場を確認し、今後の契約より価格交渉を積極的に行っていくこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見41	<p>○江東区リサイクルパーク管理運営業務委託について(P157) 業者推薦書の業者推薦理由を見ると、K社について、同社が契約受託能力を備えていることとはうかがえるが、それ以外の選択先もあるように読める。したがって、長期間の特命による弊害が発生しないよう、特命理由を明確にするべきではないかと思われる。</p>	<p>平成25年度の契約より、特命理由を「江東区のリサイクル事業に協力している、区内の資源回収業者(びん商)及びカレット業者の4社で設立した会社であり、江東区リサイクルパークでの業務である、びん・缶・ペットボトルの中間処理作業並びにプラントの操作を熟知している。(今後も、区のリサイクルに関する中間処理業務を円滑に行うため、)当該業者を特命し契約締結することとしたい。」とした。()部分を追記。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見42	<p>○従業員の法令遵守状況の把握(P158) K社は、区と直接の出資関係は無い株式会社ではあるが、その設立経緯や事業内容を鑑みると、通常の民間処理業者と比較して、区との一体性が強い法人であり、重要性及び公共性の高い業務の委託を受けている。このため、委託先の従業員の法令遵守状況等についても、区が主体的になり把握することが望ましいと思われる。この点、委託先にはアルバイト従業員もいるが、最低賃金や労働基準法の遵守状況に関する確認は行っていないとのことであるため、留意が必要と思われる。また、外国人従業員も雇用しているとのことであり、不法就労の有無の確認も重要と考える。こちらについては、社会保険の加入を確認することにより代替しているとのことであるが、業務内容と現在の我が国の雇用環境等を考慮すると、外国人労働者の増加も考えられるため、引き続き留意する必要があると思われる。</p>	<p>委託先の企業運営に関する資料については、従業員名簿を提出させていたのみであったが、25年度の委託料を積算する資料として決算報告書等を提出させている。今後も、同様の資料等を徴収しヒアリングを行うなかで、従業員の労働条件や外国人の不法就労の確認についても説明を求めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>
意見43	<p>○江東区リサイクルパークの経済性の検討について(P159) リサイクルパーク設立は、中間処理業者の数が少なかった当時、自区内でリサイクル処理を行うという理念の下、江東区が推進した事業であったと伺っている。そしてその後、リサイクルパークは、平成7年7月の稼働開始以降、事業を継続し、今後も江東区のびん・缶・ペットボトルの中間処理を担う予定である。平成31年度までの長期修繕計画も予定されている。しかしながら、設立からすでに15年以上が経過し、設立当時とはリサイクル事業を取り巻く周囲の状況も変化した現在、区がリサイクルパークを保有する体制が最善の選択なのかどうか、再検討する時期ではないかと思われる。</p>	<p>リサイクルパークの経済性について検討すること自体は重要であると考えているが、運営法人がリサイクルパークの運営のためにのみ設立された企業であり、従業員の雇用にも配慮する必要があるなど、難しい事情があることは事実である。従って、このような状況も踏まえ総合的に検討すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要	
意見44	<p>○特命契約における留意事項(P160) 特命の根拠となる、契約の性質・目的が競争入札に適しないものであるのかは、契約毎に判断されるものであり、基本的には特命とすることの必然性が求められると考えるが、業者推薦理由を読んだ限りでは、他の選択肢が全く無いわけではないにも関わらず、特命を継続している契約もあり、その根拠が明確でないものも多いように見受けられる。 また、区によるこの留意事項説明を読む限り、特命でなければならない理由がどのようなものなのか、必ずしも明確ではない。他の地方自治体では特命随意契約のガイドラインを作成し、判断の基準をより明確に示しているものもある。 資源の回収・運搬事業、中間処理・再生処理業務は日常的で、滞りなく行われることが要請される性質もあり、業者選定に際しては、すでに安定的な業務遂行実績のある業者がある場合、その変更をすることのリスクも存在する。その一方で、長期間の特命による弊害が発生し易い一面がある。このため、安易な特命契約を抑制し、根拠を明確にした慎重な判断を促すための方法を検討することが望ましいと考える。 リサイクル業務に係る契約を見ていくと、過去からの様々な経緯等により、特命契約とすることしかできない契約、もしくは特命契約を選択せざるを得ない契約も存在する。</p> <p>一般的に随意契約には、契約目的に適した業者選定が可能になり、履行の確実性が確保できるという利点がある一方、積算知識が乏しい場合、価格不利益を被る恐れがあり、不正を生む余地が無いとはいえないのが欠点とされる。 特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められる。また、同一業者に長期間継続して業務を行われることにより、契約書、仕様書の内容が業務実態と異なるなど、長期間の特命による弊害が発生する恐れもある。 個別の契約の項において既に述べているが、価格の決定過程において、多くの契約が積算によらない決定方法によっており、前年の単価をベースに決定し、客観的根拠の無い値上げを行っている契約もあった。見積書は入手しているが、契約のための形式的なものであり、詳細な見積書を手直し内容を吟味した形跡がないものが大半であった。 また、回収業務において、担当部署で業務実態を把握し配車の適正性についての検証を行っていない契約や、本来1回の回収で済むところを、2回の回収に分けて行っている業務実態について担当部署では把握していない契約があった。 特命契約とするならば、価格競争力が働かないため、担当者は積算根拠を十分に吟味し、価格不利益が生じないよう厳しく対応する必要があり、また、長年の契約となっているものもあるため、業務実態の把握に努め、長期間の特命による弊害が発生することのないよう、担当者、契約先共に緊張感を持って業務に当たる必要があると考える。 また、特命契約の中には、契約先の決算書を手入していない契約も存在し、決算書の入手、検討なく、契約の締結が可能となっている。事業の継続性の検討、単価の妥当性の検証など、契約の際最低限必要な事項と思われ、改善が必要と考える。</p>	<p>特命契約とする場合には、より詳細な資料に基づき、契約額を決定していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p> <p>現在、特命契約としているものの中には、法令の規定上当該事業者以外を選択できないケースや、区内の中小零細企業の保護育成上の観点から政策的に特命としているケースなど、単に経済上の合理性だけで判断できないものも含まれている。 このような案件については、疑義を持たれないよう特命理由を明確にした上で、今後も特命契約を継続すべきと考える。 ただし、特命契約における弊害については監査意見の通りであるため、契約額の設定や合理的な手法の検討などにおいて妥当な内容となるよう、十分な検証を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p> <p>特命契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する案件であり、主にその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(第2号)、緊急の必要により競争入札に付することができないとき(第5号)、競争入札に付することが不利と認められるとき(第6号)、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき(第7号)、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき(第8号)、などがあげられる。特命契約の可否については、各事業課が事業内容を検証し、地方自治法施行令に基づき、業者推薦書を経理課に提出して特命契約を行っている。しかし、推薦理由が十分でないケースもあるため、経理課では、特命契約の留意事項について、各課に文書の通知や実務研修の実施などで毎年周知しているところである。今後は、特命契約の判断やその重要性について、新たに事務マニュアル等で周知・徹底を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p> <p>各事業課で行っている継続事業については、前年度と同じ相手方と特命契約を行う予定の場合、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の変更等で、競争性が生じていないか十分確認し、単に前年度から継続することのないよう新たに当該年度の視点にたつて単価の妥当性の検証などとともに、一定期間を経過した事業は、原則として、競争入札を検討するよう各課に指導・周知していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>	
	意見45	<p>○住居手当申請書類(住居届)の記載不備について(P168) 住宅手当申請書類である住居届の責任者承認欄に記載不備が散見された。具体的には、住居手当の支給区分欄(第1項1号か第1項2号か)、確認日付、支給開始日に記載漏れが生じていた。これらは住宅手当支給に関する重要な事項であり、後日の紛争防止のためにも正しく記入されることが望ましい。</p>	<p>申請者本人及び所属による記載箇所について、手当所管課と調整し、適正な記載を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p> <p>東京都からの身分切替であったため、適正さに欠けていた面があった。 今後は適正な事務処理を図る。</p> <p style="text-align: right;">【職員課】</p>
	意見46	<p>○特殊勤務手当の支給について(P168) 清掃業務従事職員の特殊勤務手当は、江東区職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に従って支給されている。これは従事した1日あたりにつき支給されるものであり、職員が時間単位有給休暇を取得した場合にも全額支給される(つまり有給休暇時間分にも支給されている)こととなっている。仮に有給休暇を1日全体取得したとすると特殊勤務手当は支給されないものであり、当該手当は”1日”につき支給されるものではなく、”1日”につき支給されるものであるから、有給休暇取得時間分は作業に従事していないのであるから、手当についても、相当額減額支給することが望ましい。</p>	<p>特殊勤務手当の支給要件について、手当所管課と調整していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p> <p>特殊勤務手当の支給にあたっては、日を単位としており時間で減額するという考え方はない。したがって、特殊勤務手当の支給基準に該当した場合は、時間数の長短は問わないこととしている。 しかし、今回の指摘を踏まえ、今後は労使協議を経て全日勤務した場合のみ支給する方向で検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【職員課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見47	<p>○非常勤職員の人事について(P169) 非常勤職員は温暖化対策課環境学習情報館において、「江東区環境学習推進員設置要綱」に従って採用が行われている。雇用契約上任期は1年間であるが、勤務実績等を考慮して、1年毎の更新が可能である。ただし、非常勤職員に対して江東区としての人事評価制度はなく、所属長の面接等により勤務実績等の評価及び年次更新が行われている。また、職員の数に関する規定、目安等も特に定められておらず、現場の裁量に任されている。現行では非常勤職員の人事は所属長の判断のみで行われているが、勤務実績等の評価を考慮したうえでの年次更新制度も存在するのであるから、何らかの客観的な指標を持った非常勤職員人事評価制度を設けることが望ましいと思われる。また、契約更新として、6年間に契約している非常勤職員もいるが、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(通称「パートタイム労働法」)の趣旨を順守できていない可能性がある。</p>	<p>本区における非常勤職員の採用にあたっては、職場実態に即した非常勤職員採用規定を制定の上、採用を実施しており、区としての任用に係る統一的な人事評価を行う制度の制定は行っていない。このため、非常勤職員の人事評価に当たっては、一義的に所属長の専決所掌となっており、日常的な勤務態度及び実績等による業績評価や面談等による人事評価による総合評価を行っており、更新に値しない総合評価に至った場合は採用更新を見合わせている。</p> <p>また、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の趣旨については充分認識しており、その趣旨は遵守されているものと認識している。</p> <p>しかしながら、意見事項に関しては更なる制度効率の向上を目指す観点から、人事任用を所管する総務部と継続的な協議を行っていくこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p> <p>当区の非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤職員であり、その職務内容は専門的で所属ごとに大きく異なっている。このため、各非常勤職員の勤務実績等の評価については、各所属の所属長が行うこととしているところであり、江東区職員勤務評定規程第3条においても、勤務評定の対象職員を常勤の一般職に属する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と規定し、非常勤職員を原則として勤務評定の対象外としているところである。</p> <p>しかしながら、各所属の所属長による勤務実績等の評価が行われ、年次更新がなされていることを踏まえれば、今後、当該非常勤職員の能力、勤務態度が期待を上回るものか否か、また、期待を下回っている場合にどのように対応するかなど、一定の客観的な指標の創設等について検討していきたい。</p> <p>なお、非常勤職員数については、各所属の正規職員数、仕事量等を考慮し、予算配当を通して適切な配置となるよう対応しているところである。</p> <p>また、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の適用については、同法第43条により、地方公務員については適用しないこととされているところであるが、今後ともその趣旨については尊重していくこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">【職員課】</p>
意見48	<p>○臨時職員の雇用方法について(P169) 臨時職員の採用方法は、従前は区施設の掲示板等へのポスター掲示や大学等への働きかけにより募集を行っていたがなかなか人材が集まらず、現在は正規職員の親族・知人、以前従事していた臨時職員や他区の清掃事務所からの紹介によっている。臨時職員の雇用理由が、「職員の休暇取得等欠員対策として臨時職員を配置し、円滑な作業運営を確保するため」であり、臨時職員には正規職員を補助することのできる職務遂行水準が要求されると思われる。また、現在の不況下においては従前とは異なり職を求める人の数も多いと考えられる。よって臨時職員の採用方法も募集要項の区報掲載等公募によって、公平に適切な方法で行われることが望ましい。</p>	<p>収集業務に適した人材確保の観点から、適切な募集に努める。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p> <p>募集をかけても人材が集まらないことから、以前従事していた臨時職員を再度雇用するなどしていた経緯があった。</p> <p>今後は区報等に募集案内を載せるなど、採用の幅の拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">【職員課】</p>
意見49	<p>○管理指標としての「江東区CO2排出量」について(P183) 区は、総量目標を管理指標としているが、実際の事業施策のうち、CO2削減量と結び付けて管理を行っているものは、太陽光発電システム及び高効率給湯器等の導入によるCO2削減量のみであり、区は自らの予想するCO2排出量と『特別区温室効果ガス排出量』に公表されるCO2排出量との比較分析を行っていない状態である。この点、区にとって、総量目標は管理不可能な指標となっている。管理不可能な数値によって目標管理を行っても、PDCAサイクルは機能しないものであるから、目標設定は区の管理可能なもので行い、実行可能な施策を行うことが望ましいと考えられる。</p>	<p>江東区域のCO2総排出量は気候や経済状況などの区の管理が及ばない様々な要因により大きく変動するため、CO2排出総量目標の管理は難しい指標であると認識している。しかし、総量目標は、温対法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」により目標設定することとされている。そのため、本区の実情を鑑みた目標設定を行い、区・都・国の施策の効果を統括する目標として管理していく必要がある。さらに、現在、3.11以降の社会状況の変化に対応すべく、国において策定マニュアルの改定・見直し作業が進められており、これらの動向を注視するとともに連携を図りながら適切な目標管理を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>
意見50	<p>○総量目標の管理コストについて(P185) 環境基本計画の改定時には、区側から3人の担当者を配置し、委託先とその内容についての理解を共有していたが、監査訪問時現在、当時の3人の担当者はいずれも他部署へ異動しているとのことである。しかしながら、環境基本計画が施策実行の骨組みとなる重要な部分であるのであれば、人事異動を見越した引継ぎをすることが望ましく、もし総量目標が重要な管理指標であるのであれば、複雑な総量目標の管理のために不要な経費がかかっていると考えるため、検討が必要と思われる。</p>	<p>現計画は、平成26年度において平成27～32年度を期間とする計画改定を想定し、次期改定期には、効率的・継続的な事業執行を図って参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見51	<p>○新たな管理指標及び事業目標の設定の必要性について(P185) 江東区事務概説(平成23年度)によれば、「温暖化対策課は、環境調整係、環境推進担当、環境学習情報館からなっており、江東区環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器導入の推進、環境情報の発信や区民への啓発活動、環境教育の充実等地球温暖化対策における様々な取り組みを積極的に進めている。」とあり、その出発点は環境基本計画にある。しかしながら、その環境基本計画の根幹を構成する、総量目標としてのCO2削減目標が実際には計画上、機能していないのは前述の通りである。 温暖化対策課は、地球温暖化防止や環境保護のために有効と思われる施策を検討し、多くの事業を展開しており、例えば、カーボンマイナスこどもアクション事業のように毎年賛同者を増加させている事業も存在する一方で、目標管理指標であるCO2削減値が総量として把握できないため、その効果を測ることが困難な状況にある。 温暖化対策課においても、現在の状況には問題があると認識しているとのことであり、総量目標に代わり、現在は様々な方向性で展開している各事業の効果を結び付け、同じ土俵で測ることができる管理指標を検討しているとのことであり、今後の改善が望まれる。</p>	<p>意見49の回答のとおり、国の動向について注視が必要であるが、長期計画及び環境基本計画の改定期において、適切な管理指標の設定に努めて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>
意見52	<p>○講座・イベントの開催状況の管理について(P193) 講座・イベントの開催状況における開催回数は、環境基本計画の管理指標となっている。講座・イベントの開催状況については、えこっくる江東職員が表計算ソフトを用いて、講座毎の管理を行っているとのことであり、平成21～23年度における講座・イベントの開催状況につき、資料を入手し確認した。 その結果、開催回数に不一致部分が見受けられたが、その原因につき、職員に確認をしたところ、開催を計画したものの最終的に中止になった事業について、開催回数に含めてカウントしている場合、していない場合があるとのことであった。開催回数に含める場合と含めない場合とで、中止理由に相違があるわけではなく、本来的には開催回数に含めないのが正しい処理であると同っている。また、平成22年度の参加者数にも不一致が見受けられた。 この点、当該数値は、環境基本計画における管理指標ともなっているため、その集計に際しては、集計方法に関する規則を定め、統一した方法で集計を行う必要があると思われるため、その管理方法を改善する必要がある。</p>	<p>講座・イベントの開催状況のデータ管理にあたっては、集計方法等をはじめとした業務マニュアルを策定し、適切な事務処理を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>
意見53	<p>○環境フェアの参加者の開示方法について(P194) 環境フェアは年1度のみ開催されるイベントであるが、その参加者数は年々増加しており、年間の講座・イベント参加者数、常設展示室・企画展示室来館者数と比較した場合にも、その数は上回っている。各種の開示資料において、これらの人数の集計範囲及び方法に対する定義及び説明は無いが、管理指標の達成率が年1度のみ開催される環境フェアの参加者の多寡により大きく影響を受ける状況は望ましくないのではないかと考える。 温暖化対策課長に質問をしたところ、環境基本計画策定時には、環境フェアの参加者についても含めて目標値を設定しているが、講座・イベント参加者、環境フェア参加者、常設展示室・企画展示室来館者のそれぞれの目標値設定では無く、あくまで合計値のみでの管理目標として設定したものであるとのことであった。 この点、もし、環境フェアの参加者を管理目標に含めるのであれば、元々、目標が異なる事業であり、参加者数を単純合計するとその影響も重要であることから、年間を通じた講座・イベント、常設展示室・企画展示室来館者とは分けて、目標を設定し、分かりやすい開示をするべきと思われる。 また現在の計画値によると、平成21年度現在において既に目標を達成しており、達成目標数値としては、やはり適当ではないため、目標値の設定についても改善が必要と思われる。</p>	<p>現在、長期計画の主要事業である「環境学習情報館管理運営事業」の管理指標については、今後予定している計画の改定に合わせ、より適切な指標の設定が必要であると考え。また、同事業は、行財政改革計画における見直し事業となっており、平成24年度において見直し検討を進めている。このようなことから、目標値の設定においては改善を図っていく見込みである。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>
意見54	<p>○管理指標と事業目標設定の必要性について(P195) えこっくる江東は、環境学習の継続性を高め、広く学習の機会を提供することを目的として、こどもから大人まで幅広い年齢層を対象に、様々な視点から環境を考えるテーマで講座を実施している。ここで環境学習の効果は測定することが難しいものであり、環境基本計画に定められる管理目標である「環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数」、「講座・イベントの開催状況(開催回数、参加者数)」、「エコリーダー養成講座修了者数(延べ)」は、定量的な管理指標としての意義があると思われる。 しかしながら、環境学習を推進していくうえで本来の目標とすべきは、環境学習を通して表現すべき内容であると思われる。この点、えこっくる江東においては、環境基本計画に定められる管理指標以外の事業目標及び計画が存在しないとのことである。事業の見直しとともに、管理指標についても、現在、検討中であると同っており、今後の改善が望まれる。</p>	<p>環境基本計画に定める管理指標を含む全事業の目標設定に関する検討を進めており、今後は適切な事業計画を策定し、改善を図って参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>
意見55	<p>○えこっくる江東の管理コストについて(P197) 上記の通り、えこっくる江東設置後、環境学習に係る事業費は大きく増加しており、特に直営形態への移行により、固定費負担が発生していることから、その有効利用方法の再検討が必要と思われる。</p>	<p>えこっくる江東は、平成19年度の開設当初より直営により運営を行っている。今後は、直営管理による利点を最大限に活かしながら、効率的・効果的な事業展開を検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見56	<p>〇えこっくる江東の特命契約について(P197) 区の方針として、区民と行政のパートナーシップ（協働）の推進一つの目的としていることもあるが、一般的に環境学習を事業目的とする団体自体の数が少ないと考えられ、競争を通じて妥当性を検証するのは難しいと思われる。したがって、特命随意契約を締結する際には、より慎重かつ厳正な運用を行い、長期間の特命による弊害が発生しないよう注意する必要があると考える。 えこっくる江東が締結する特命契約のうち、特に、えこ・あくしよん江東については、長期に亘り環境学習事業委託を行っている。特定非営利活動法人として、事業報告書の提出も行っていることから、事業報告書の内容も確認することが望ましいと思われる。また、みどりのカーテン委託事業を委託している江東エコリーダーの会は、えこっくる江東が開催する「エコリーダー養成講座」で育成した卒業生らで組織した環境団体であり、必然的に、えこっくる江東との関係が深い団体であるため、慎重な姿勢が必要であろう。</p>	<p>えこ・あくしよん江東より提出された事業報告書の内容については、必要に応じた処理を実施している。また、行財政改革計画における「環境学習情報館管理運営事業」の見直し検討において、適切な事業委託のあり方について検証を行っている。区民等から不必要な誤解を招かないよう適切な対応を図っていくこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">【温暖化対策課】</p>
意見57	<p>〇ポイ捨て、歩行喫煙への対応(P202) 東陽町、亀戸の業務報告書を見ると、パトロールにおいてポイ捨て、歩行喫煙等が発見され指導される人数はそれほど多くはないが、収集した吸殻の数から考えて、パトロールの届かない所でのポイ捨て、歩行喫煙はまだまだ行われていると推察される。また、地域により指導人数、指導への対応に差があることもわかる。 区は、現在ポイ捨て、歩行喫煙等の条例違反に対し、指導に留め、指導に従わない場合にも、氏名公表の措置はとっていない。これは、パトロールによってある程度効果が現れていること、厳しくしてもパトロールの届かない路地等による喫煙が増加すること、が理由とのことであった。 区ホームページの「いただいたご意見と回答」を見ると、喫煙、ポイ捨てに関し、対策の効果が現れていない、他区に比べると宣伝が少ない等、区民からの意見が寄せられ、関心の高さがうかがえる。 他区においては、千代田区が2,000円、足立区が1,000円の過料処分を行っており、より効果を求めるのであれば過料処分の導入を検討することも必要であろう。しかし、現在の対策でも効果が現れている、ということであれば、数値でその効果を公表し区民に積極的にアピールすることが必要ではないか。中央区では、ホームページにおいて、路上に捨てられたたばこの吸殻の調査の結果を公表している。現在区では、東陽町においてのみポイ捨て本数調査を行っているが、区内の主要地区においても定期的に調査をし、結果を公表するなど、区民の理解を得る努力を行っていく必要がある。</p>	<p>歩行喫煙・ポイ捨て対策としては警備会社によるパトロールおよび違反者への指導、区民・事業者・区の協働による「まちをきれいにする」キャンペーン活動中における「歩行喫煙禁止・ポイ捨て禁止」の呼びかけ、駅周辺における歩きたばこ・ポイ捨て禁止の路面表示、事業所に対する協力依頼等を行ってきた。その結果、平成21年7月の江東区歩行喫煙等の防止に関する条例施行後は条例において禁止しているポイ捨て本数が減少するなど一定の効果が現れている。 今後はホームページで幅広く事業効果を公表し、区民の理解を得る努力をしていく。</p> <p style="text-align: right;">【環境保全課】</p>
意見58	<p>〇測定調査の外部委託の推進(P204) 測定調査には、区職員によるもの、委託によるもの等があり、測定調査を委託するか否かをどのように判断しているのかヒアリングしたところ、区の職員ではできない測定調査について委託しているとのことであった。契約を見ていくと、一部の調査分析項目を委託し、その他は区の職員が行う測定調査もあり、外部に委託可能な測定調査についてはすべて委託する方が、より経済的に実施可能な場合もあると思われる。今後は、区の職員で測定調査が可能か、という観点ではなく、経済性を検討した上で、外部委託を推進していくことが望ましい。</p>	<p>指摘のあった測定調査業務については測定機器等の操作技術の継承等を行う目的で区職員自らが測定を行ってきたところであるが、今後は効率性・経済性の観点も踏まえ測定調査業務全般について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【環境保全課】</p>
意見59	<p>〇ごみ処理券の立入検査時の報告書の不備(P207) ごみ処理券立入に関する報告書の判断に一部適当でない判断が見受けられた。 また、適切との報告書でも管理帳簿上の残数と立入検査時の実地棚卸数量との差異がある報告がいくつか散見された。 具体的には、管理帳簿上把握されているごみ処理券枚数（A券、B券、70リットル、45リットル、20リットル、10リットル）と立入検査時の在庫数が一致しない場合、差異について原因調査やメモ書きなどで合理的な理由を記載する必要があると思われる。しかし特に理由がなければ「廃棄物処理手数料（ゴミ処理券）徴収事務の検査・指導報告書」に一部不適切な部分がある旨の報告となってしまうと思われるが、適正に記録されている旨の報告となっているものが散見された。この点、検査要綱第6条の特に重大な事項と認められる事項ではないケースであるのかもしれないが、運用面での改善が必要と思われる。</p>	<p>適切な報告書の作成を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>
意見60	<p>〇ごみ処理券立入に関する運用面での改善(P208) ごみ処理券の取扱店などでの販売によって歳入額が決まるため、取扱店でのごみ処理券の管理状況の適正化を担保するための仕組みとして立入を年に1回はサンプル調査することとしている（江東区廃棄物処理手数料徴収事務委託に伴う検査要綱第2条）。立入実績は、清掃事務所においては、過去2年間での全店舗ローテーションを実施しているようだが、清掃リサイクル課においては過去4年ほとんど同じ店舗に立入をしており、ローテーションによる立入を検討するべきである。これは、検査要綱の2条に照らしても過年度において適切であった取扱店に毎年立入する必要はないと考えられる。 また、立入店舗の選定先及びごみ処理券の在庫（未出荷在庫で取扱店保管のもの）に関する立入率（立入対象となる取扱店に対する実際の立入の金額的割合）が十分でない部署（清掃リサイクル課、表Ⅲ-69参照）が見受けられた。したがって、清掃リサイクル課所管のコンビニ店舗なども立入先に選定することで、立入を強化する必要がある。</p>	<p>清掃リサイクル課では、区外取扱所の4店舗で立入検査を毎年実施している。 コンビニ・スーパーは、区内で12社255店舗（平成24年4月現在）ほどあり、販売実績はこれらの店舗が大部分を占める。 現在、実績報告書は、各社から各店舗の全体分を提出するようになってきているため、各店舗ごとのごみ券の保管数量・販売実績は確認できない。 今後は、他区におけるスーパー・コンビニに対するごみ券の確認の方法等を参考にして改善を図るよう検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【清掃リサイクル課】</p>

平成24年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見61	<p>○家庭ごみ有料化の研究(P209) 現在、江東区のみならず、23区では生活ごみ処理は無料とされているが、他の市町村で有料化を実施しているところもあり、ごみ処理費用の負担の公平を図るため区として有料化を研究することも一つの方法である。平成17年5月に、廃棄物処理法の一部が改正され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきであると明確化された。この方針に沿って、平成19年6月に環境省から「一般廃棄物処理有料化の手引き」が発行されており、有料化を推進していくに当たり参考となるものである。 この手引きによると、有料化の目的及び効果として以下のことが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物排出抑制や再生利用の推進 ・ 公平性の確保 ・ 住民の意識改革 ・ 財政的な負担軽減 <p>東京都においては、23区では有料化している区はないが、多摩地域の市町村では30市町村のうち、21の自治体で家庭ごみの有料化が実施されている。有料化だけがごみ減量の要因ではないと思われるが、多摩地域の市町村の一人一日当たりのごみ量は23区の76%であり（平成21、22年度：公益財団法人 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」より）、有料化がごみの減量に一定の効果があると推察されている。 区が志向する5Rでのリフューズ、リペアを推進するためにも、ごみ処理の有料化による影響の研究も一考と思われる。ただし、生活ごみの有料化には、有料化を実施している市町村とは異なる23区独自の事情及び他の22区との協調性を考慮しなければならないなど、十分な準備期間や区民の理解、合意が不可欠となるであろう。そのため、区民アンケート調査等によって区民のごみ問題に対する意識等の現状把握を実施する方法もある。 「有料化」は清掃事業にとって、大変重要な事項であり、本来、区が作成する「一般廃棄物処理基本計画」の中に明確に位置付けて推進していく必要がある。また、「有料化」には不法投棄の誘発など懸念される面もあるので、次回の基本計画策定までに、十分な検討をしてその是非をしっかりと議論していくことが望まれる。</p>	<p>家庭系ごみの有料化は、ごみ処理費用の負担の公平性や、区の財政効果の観点から23区においても議論すべき時が来ることは否定できないが、23区の状況、都、清掃一組の施設管理に関するコストなど、議論の題材となる事柄を多岐にわたり慎重に分析していく必要がある。 区の基本計画のなかで、有料化についての必要性や有効性を示唆することは可能であるが、詳細な計画を提示することについては、慎重に検討していく必要がある。</p>

【清掃リサイクル課】